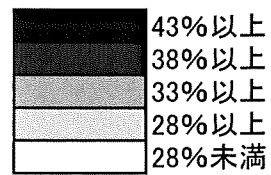
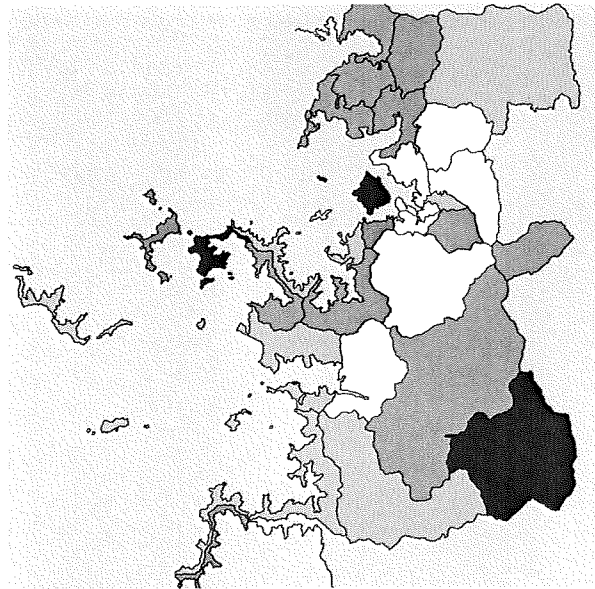
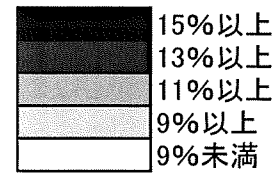
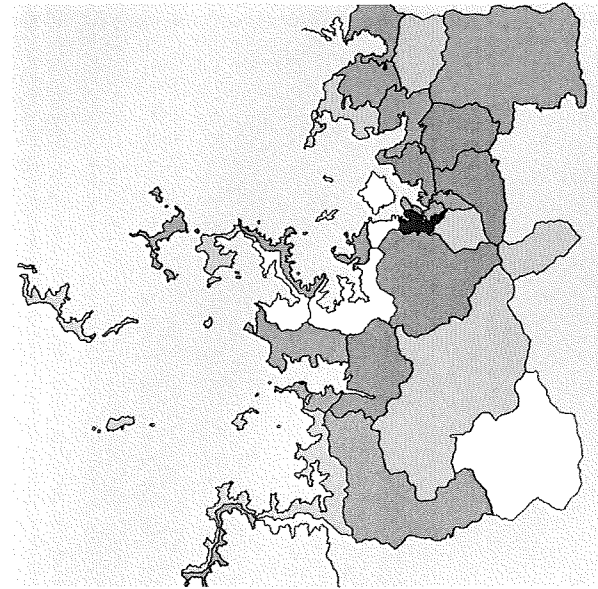


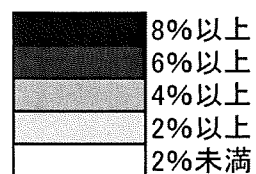
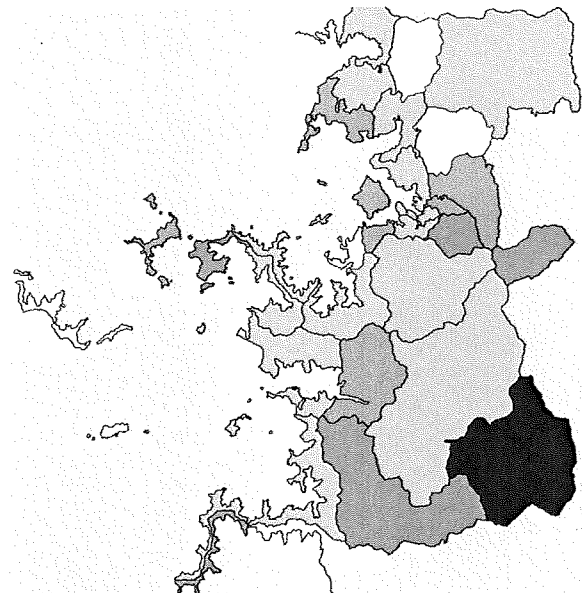
[高齢化率]



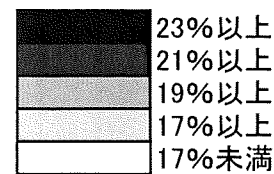
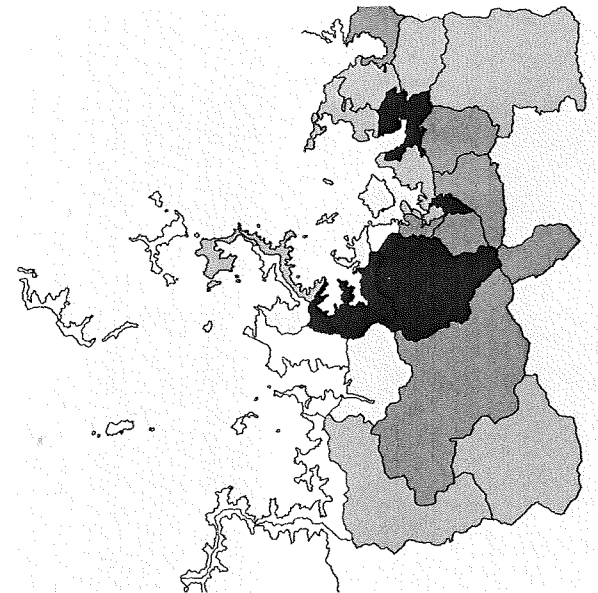
[少子率]



[独居率]



[要介護率]



(設置目的)

第1条 宇和島市における地域福祉を計画的・効果的に推進していくための地域福祉活動推進計画を策定することを目的に、地域福祉活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を設置する。

(構成)

第2条 策定委員会は、地域福祉部会をもってこれに充たる。

(役員)

第3条 策定委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

- 2 委員長及び副委員長は、地域福祉部会の部会長及び副部会長がこれを兼ねる。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉活動推進計画策定終了までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(策定チームの設置)

第6条 策定委員会を円滑に進めるために、策定委員会のなかに策定チームを設置する。

- 2 策定チームは、地域福祉係職員より選出された者をもって構成する。

(アドバイザー)

第7条 地域福祉活動推進計画をより専門的な計画にするために、アドバイザーを設置する。

- 2 アドバイザーは愛媛県社会福祉協議会事務局長に依頼する。

(事務局)

第8条 策定委員会の事務局は、宇和島市社会福祉協議会に置く。

附則

この要綱は、平成20年6月12日より施行する。

地域福祉活動推進計画策定委員 名簿

1	浅野 修一	策定委員長
2	和田 元義	策定副委員長
3	杉本 善信	
4	廣瀬 孝子	
5	清家 康生	

アドバイザー

1	菅野 慎二	愛媛県社会福祉協議会 事務局長
---	-------	-----------------

担当者（地域福祉活動推進計画策定チーム）

1	山本 裕子	地域福祉係長
2	畠山 顕治	リーダー
3	清家 有希子	サブリーダー
4	二宮 加代子	
5	住田 佳奉子	

策定の経過

平成 20 年 6 月 25 日	地域福祉活動推進計画策定委員会の設置 福祉部会にて同策定チームを承認
平成 20 年 7 月 28 日	人口動態等について宇和島市へ調査依頼
平成 20 年 7 月 29 日	策定チームにより各地の診断作業開始
平成 20 年 8 月 18 日	アドバイザーとの意見交換（松山）
平成 20 年 9 月 5 日	「夢・ささえあいフォーラム」にて計画の説明
平成 20 年 10 月 24 日	策定委員会にて計画進捗状況報告
平成 20 年 12 月 10 日	アドバイザーとの意見交換（松山）
平成 21 年 3 月 6 日	策定委員会にて計画進捗状況報告
平成 21 年 3 月 30 日	地域診断に伴う現地確認作業（アドバイザー同行）
平成 21 年 4 月 16 日	策定委員会にて計画進捗状況報告、地域福祉診断（全地区）の確認
平成 21 年 4 月 27 日	策定委員会にて計画進捗状況報告、計画（概要）の承認
平成 21 年 5 月 1 日	地域福祉活動推進計画（素案）に対する意見募集（社協役職員対象）
平成 21 年 5 月 19 日	アドバイザーとの意見交換（松山）
平成 21 年 5 月 21 日	策定委員会にて計画（案）承認
平成 21 年 5 月 27 日	理事・評議員会にて計画（案）承認 [予定]



社会福祉法人 宇和島市社会福祉協議会

愛媛県宇和島市住吉町 1-6-16

TEL 0895-23-3711 / FAX 0895-24-7889